

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成26年2月27日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人きものアルチザン京都

(2) 代表者名

藤井 浩一

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区新町通六角下る六角町365番地 藤井絞株式会社内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都における、呉服ならびに関連商品を手がけるアルチザン（職人）で構成され、「きものを未来へ」をスローガンに掲げ、きもの産業の時代の担い手として世界に誇る文化産業としての自主自律を尊び、買い手の求める「きもののある暮らし」に応えるべく、本来のモノづくりに立ち返り、その責務を果たすことで、和装文化の振興と発展に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年2月17日

(文化市民局地域自治推進室)